

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 13 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

- 1 ①刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 57 号）
- ②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第 58 号）
- ③刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外 2 名提出、衆法第 31 号）
 - ・階猛君（立民）提出の①に対する修正案について、提出者階猛君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・各案及び修正案について、古川法務大臣、二之湯国務大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局並びに提出者米山隆一君（立民）に対し質疑を行いました。
（質疑者）谷川とむ君（自民）、日下正喜君（公明）、鎌田さゆり君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、米山隆一君（立民）、前川清成君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

谷川とむ君（自民）

- （1） 罪を犯した者の特性に応じたきめ細やかな指導や支援を行うことの意義及びそのような指導や支援を行うために内閣提出法律案に規定されている措置
- （2） 刑事施設における社会復帰支援の現状及び内閣提出法律案の社会復帰支援に対する効果
- （3） 刑の執行猶予制度の拡充により執行猶予制度が有する心理的な再犯防止機能が大幅に低下するとの懸念に対する法務省の見解
- （4） 地方公共団体による保護司活動への支援の現状と課題
- （5） 衆法の加害目的誹謗等罪の構成要件の明確性及び加害目的の認定方法

日下正喜君（公明）

- （1） 刑法と刑事收容施設法との間における拘禁刑の目的の整合性及び拘禁刑の創設による受刑者の矯正処遇の変更点
- （2） 施設内処遇の充実のための刑事施設の職員の増員や待遇改善及び施設整備の必要性
- （3） 受刑者等の社会復帰や再犯防止のための A I やデジタル技術の活用に関する現状及び今後の取組
- （4） 社会復帰のための生活環境に配慮して刑事施設内の空間整備に取り組む必要性
- （5） 刑事施設や更生保護官署に関する予算の拡充についての法務大臣の決意

鎌田さゆり君（立民）

侮辱罪の法定刑引上げ

- ア 侮辱罪の法定刑引上げの立法趣旨にインターネット上の誹謗中傷の抑止が含まれているか否かについての法務大臣の見解
- イ 侮辱罪の法定刑引上げが表現の自由を萎縮させるものではないとする根拠
- ウ ツイッターにおける「いいね」や「リツイート」の侮辱罪該当性
- エ ツイッターにおける「いいね」や「リツイート」が侮辱罪の教唆や幫助に該当しないことの確認
- オ ツイッターにおける「いいね」と「リツイート」の侮辱罪における評価
- カ 外部的名誉を保護法益とする侮辱罪の法定刑引上げでは、内面の人格が傷つけられるインターネット上の誹謗中傷を抑止することはできないとの考えに対する法務大臣の見解
- キ 侮辱罪に係る現行犯逮捕は極めて限られるとする政府統一見解を前提に、現行犯逮捕が認められると政府が想定するケースの具体例についての国家公安委員会委員長の見解

藤岡隆雄君（立民）

侮辱罪

- ア 侮辱罪による現行犯逮捕の可否についての国家公安委員会委員長の見解
- イ 侮辱罪による現行犯逮捕において、逮捕時に正当行為でないことが明白と言える場合は実際上は想定されないことの確認
- ウ 法定刑引上げに伴う侮辱罪による現行犯逮捕の可否についての政府見解
- エ 上記ウの見解に対する法務大臣の認識
- オ 侮辱罪による現行犯逮捕の可否についての国家公安委員会委員長の見解
- カ 侮辱罪による現行犯逮捕は、法律上は可能であるが、実際上は逮捕しない取扱いとなるのか否かの確認
- キ 侮辱罪による現行犯逮捕はできないことの確認
- ク 「死ねばいいのに」や「いつ自殺するの」という誹謗中傷が侮辱罪に該当するのか否かについての法務大臣の見解
- ケ 侮辱罪の厳罰化ではインターネット上の誹謗中傷に対処できないとの指摘に対する法務大臣の見解

米山隆一君（立民）

- (1) 侮辱罪の成立が認められた裁判例についての法務省の把握状況
- (2) 侮辱罪の成立が認められた裁判例の件数
- (3) 侮辱罪の告訴状は受理されたが被告訴人が処罰されなかった事例についての法務省の把握状況
- (4) 侮辱罪の成否の基準を示す必要性についての法務大臣の見解
- (5) 罰則の新設や処罰範囲の変更に当たっては個別事案についての犯罪の成否を示したことがあるにもかかわらず、侮辱罪ではそれができないとする理由
- (6) 「安倍総理はうそつき」と発言した場合の侮辱罪の成否
- (7) 侮辱罪の告訴状を取り扱う捜査機関に対して同罪の成否の基準を示す必要性

前川清成君（維新）

- (1) 「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」の作成省庁
- (2) 「誰々総理大臣は嘘つきだ」や「A総理大臣はあほだ」といった内容をツイッターに投稿した場合、投稿者が侮辱罪として処罰されるか否かについての国家公安委員会委員長の見解
- (3) 野球選手に対する「役立たず」や「給料泥棒」などのやじにより侮辱罪が成立するのか否かについての国家公安委員会委員長の見解
- (4) 社会的相当性のある侮辱行為の具体例
- (5) 現場の警察官が特定の侮辱行為に社会的相当性があるか否かを判断する基準
- (6) 侮辱罪における正当行為の成否を判断した判例の有無
- (7) 侮辱罪にも刑法第230条の2を参考にして公共の利害に関する場合の特例を設けるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (8) インターネット上の誹謗中傷に対する損害賠償の認定額に関する統計の有無、諸外国における同種の損害賠償額に関する調査の有無及び不法行為に基づく損害賠償額の一部として発信者の開示請求等に要した費用も認めるべきとの考えに対する最高裁判所当局の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 侮辱罪の再犯を防ぐためにもわかりやすく侮辱罪となる具体的な事例を明示する必要性

(2) 改善更生のための処遇によって再犯を防止することができるのかについての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

(1) 侮辱罪

ア 公共的・政治的表現行為に対して侮辱罪により有罪が確定した裁判例

イ 市長を侮辱する内容を記載した新聞紙1万部を頒布する行為に侮辱罪成立を認めた事例について、法定刑引上げ後の想定される宣告刑

ウ 法定刑引上げに伴い、侮辱罪の量刑ごとの成否の基準を示す必要性

(2) 北海道警察によるやじ排除事件

ア 同事件の裁判において、警察官が組織的に事実を反する証言を行ったとの疑いについての国家公安委員会委員長の見解

イ 組織的に偽証を行う警察を正す必要性

(3) 受刑者に作業や指導を強制しても改善更生に対する効果が低いとの指摘に対する法務大臣の見解